

関西|労|災|職|業|病

関西労働者安全センター

2013. 4.10発行〈通巻第432号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 胆管がん全国で64件申請、うち遺族40件
SANYO-CYP被害者16名労災認定(1名調査中) 2
- 労働時間も自分で管理?
「技能実習生向け脳・心臓疾患防止チェックシート」 9
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その30 古川和子 11
- 韓国からのニュース 14
- 前線から 16
病院でのハラスメント事案解決、職場復帰 大阪

3月の新聞記事から/19
表紙/胆管がんて2005年に亡くなった柳楽正太郎さん
(SANYO-CYPの校正印刷室で1999/10/14)

胆管がん全国で64件申請、うち遺族40件

SANYO－CYP被害者16名労災認定（1名調査中）

校正印刷会社 SANYO－CYP 社（大阪市中央区）での校正印刷業務に従事した17名（うち8名死亡）の労災請求について大阪中央労基署は、16名について業務上疾病として支給決定を行った。残り1名も調査中で労災認定の見通しだ。

厚生労働省は、「業務と胆管がんとの因果関係についてわかっていなかった」ということを理由に、すべての時効の起算点を胆管がんにかかる因果関係を認める報告書が発表された3月14日の翌日の3月15日とすることとし、今回の胆管がん事案については時効規定（遺族補償請求の時効が死後5年、など）を適用しないこととした。

これを受ける形で、S社はマスコミ向けに記者会見を行い、社長が道義的責任にもとづくお詫びを表明、労災補償とは別に補償を検討すると述べた。

今後は、厚生労働省がS社以外の労災請求事案をどう判断していくのか、S社の対応がどうなっていくのか、原因物質とみられている1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンに対する規制のあり方について海外を含めてどうなっていくのか、が注目される。

昨年12月16日、全国労働安全衛生センター連絡会議と共催でシンポジウム「胆管がん事件はどのように起こったか」（内容詳細は「安全センター情報2013年4月号」に掲載）を開催して多角的に事件を分析したところだが、その成果も踏まえながら当センターでは引き続き関係の方々との協力して、被害者支援、化学物質対策の改善、労災時効制度の抜本的見直しなどに取り組んでいきたいと考えている。

あらためて皆さんのさらなるご注目、ご支援を訴えます。

印刷業で全国64件請求

厚生労働省によると2月末までの全国の労災請求事案の内訳は表1（3頁）の通り。

厚生労働省は都道府県別の請求数は明らかにしていないが、安全センターで把握している事案では、東大阪労基署1件（療養中）、堺労基署1件（時効事案）、名古屋西労基署1件（療養中、本誌10月号参照）がある。

印刷業以外では11件請求があるとのことなので、胆管がん労災請求件数総計は75件

表1 印刷業における胆管がんに関する労災請求件数

	労災請求	内 訳					
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
SANYO-CYP	17 (7)	1 (1)	8 (3)	8 (3)			
宮城の事業場	2		1	1			
福岡の事業場	2 (1)			2 (1)			
その他	43 (31)		2 (2)	7 (4)	9 (7)	19 (14)	6 (4)
合 計	64 (39)	1 (1)	11 (5)	18 (8)	9 (7)	19 (14)	6 (4)

※（ ）内は請求時の死亡者数（遺族による請求）で内数。SANYO-CYPでは請求後に1名が亡くなっているため、現在までに、労災請求17名のうち8名死亡。

※年齢は労災請求時死亡者については死亡時年齢

※SANYO-CYP、宮城、福岡の事業場以外では同一事業場での複数の労災請求はない。

※印刷業以外では胆管がんに関する請求が11件ある。

となる。

S社胆管がん被害の現状

安全センターで把握しているS社の校正印刷部門での就業歴のある方で胆管がんを発症した方は合計17名で、そのうち8名が死亡、うち1名は労災請求後、今年の1月に生体肝移植手術を目前にして亡くなられた（4頁表2）。

厚労省は「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」を設置して、昨年9月以来検討を重ねていたが、今年3月14日に報告書を公表しS社において発症した胆管がんについて業務上疾病として認める方針を決め、所轄の大阪中央労基署は3月27日、17名のうち16名について労災補償給付の支給決定を行い、通知書を送付した。（残る1名は請求が2月になったために間に合わなかった。）

時効の撤廃こそ

労災保険法では各給付の請求権は時効が決められている。最後の時効は、遺族補償給付の死亡日の翌日から起算して5年。死後5年で全ての請求権が消滅する。

表2の※の5名は請求時点で死後5年が経過していた。

厚労省は3月14日の報告書公表時に、この時効の取扱について、「(すべての請求について)3月15日から進行する」ものとする方針を表明したので、S社を含めて同種の胆管がん事案については発症時点からすべての労災請求について認められることとなった。

厚労省は新たな通達(基労管発0314第1号、労補発0314第1号 平成25年3月14日)で「労災保険の保険給付請求権の消滅時効は、民法(明治29年法律第89号)第166条第1項により「権利を行使することができる時」から進行するものである。ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンのばく露を受ける業務と胆管がんの発症との関係は、本日の報告書の公表によるまでは一般的に明らかでなかったことから、ジクロロメタン又は

表2 SANYO-CYPにおける胆管がん被害状況（2013年3月末までの情報）

番号	被害者 (英字は故人)	生年	就業期間	発症年 (診断)	死亡(年齢、手術等)	労災 認定
1	A	1962	1985~1998	1996	2004(41)	○※
2	B	1963?	80年代~1998	1997	1998(35?) 在職死亡	○※
3	C	1969	1988~1996	1999	2000(31)	○※
4	D	1978	1996~2005	2003	2005(27) 在職死亡	○※
5	E	1969	1989~2006	2004	2006(37) 在職死亡	○※
6	F	1961	1988~1998	2006	2007(46)	○
7	(1) 在職	1967	1994~	2007		○
8	(2)	1969	1988~1999	2007		○
9	G	1969	1994~2004	2009	2010(40)	○
10	H	1969	1989~2000	2009	2013/1(43)	○
11	(3)	1978	1997~2012	2010		○
12	(4) 在職	1970	1999~	2010		○
13	(5) 在職	1968	1992~	2012		○
14	(6) 在職	1974	1993~	2012		○
15	(7) 在職	1973	1999~	2012		○
16	(8)	1981	2000~2006	2012	2012/11 手術(市大病院)	○
17	(9)	1978	1997~2003	2012	2013/1 手術(市大病院)	調査中

※・・・労災請求時点ですでに遺族補償請求も時効だった事案

1,2-ジクロロプロパンのばく露を受けたことにより胆管がんを発症した労働者に関する労災保険の保険給付請求権の消滅時効については、本日までは進行していないこと。」とした。

しかし、とりわけ遅発性疾病の代表である職業癌では、原因ばく露から発症まで長期間かかることから、時効そのものを撤廃することが本来必要なのであって、今回の「胆管がん」を「報告書の公表によるまでは一般的に関係が明らかでなかった」として、特例措置に止めることは間違っている。

労基署の窓口では、受付の職員が死後5年経過していることを確認すれば、時効規程を説明して請求は無駄であることを請求者に告げるので、「胆管がん」と同様な事案を門前払いしてしまう体制は今後も維持されることになってしまう。

クボタショック以降に大量に発覚した石綿疾病の時効事案の反省も合わせて考えれ

ば、少なくとも癌については時効を適用しないとする制度改正を行うべきなのだ。

S社「おわび会見」と強制捜査

3月28日の夕方、労災認定を受けてS社は、山村恵唯代表取締役、山村健司取締役、代理人弁護士3名によるマスコミに対する記者会見を行い、今回の件について道義的責任にもとづく「おわび」と被害者への説明や労災補償とは別に補償を検討することを表明した。

当然、被害者側から、まずは被害者に対して説明と謝罪をするべきではないかという声が上がった。4月2日、大阪労働局はS社に対する強制捜査に踏み切り、家宅捜索を行った。安衛法違反容疑で立件するとみられている。

いずれにしろ、今後S社がどのように被害者と世間に向き合い、誠実に対処してい

くのか、最大のポイントとなるだろう。

表 3 この間の経過

2010	
2	1969年生のG、胆管がんで死亡。(在職：1994～2004、発症：2009)
2011	
3	/16 関西安全センターにGの件などで相談あり。
4	Gの労災請求受理(時効中断処理)(大阪中央署)。
2012	
3	/7 3名(G、遺族2)の労災請求などため面談申し入れをSANYO-CYP社に送付
	/14 S社顧問弁護士から通知、面談拒否。S社、事業主証明事実上拒否。(その後、在職者を含めすべて証明拒否の姿勢を継続中)
	/30 3名の労災請求提出(大阪中央署)
5	/7 熊谷准教授、大阪労働局・大阪中央署担当者に調査状況詳細説明。
	/18 NHK大阪「ニューステラス関西」、NHK全国「ニュース9」で報道。
	/19 毎日新聞報道。夕刊から各紙報道。
	/21 厚労省安全衛生部長「印刷業における化学物質による健康障害防止対策について」(2012.5.21 基安発0521第1号、同第2号)
	/31 日本産業衛生学会で熊谷准教授「オフセット校正印刷労働者に多発している肝内・肝外胆管癌」報告。
6	/12 厚労省安全衛生部計画課「胆管がんに関する相談状況について」(東京、宮城各労働局管内で各胆管癌の発症、死亡事案の相談あり)
	/13 厚労省労働基準局「印刷事業場における胆管がんの発生について」(S社からさらに労働者3名の胆管癌の請求)
6	/25 厚労省安全衛生部計画課「胆管がんに関する労災請求について」(宮城県内の事業場で2名(30歳代男性、40歳代男性)の労災請求)
7	/10 厚労省安全衛生部計画課「胆管がんに関する一斉点検結果の取りまとめ等について」(全国561事業場の一斉点検のとりまとめ結果、S社や宮城の労災請求事業場の調査業況など)
	/12 (社)日本印刷産業連合会が労働衛生協議会設置、初会合
	/18 全印総連が小宮山厚労大臣に要請書
	/19 4遺族、時効事案を一斉労災請求(大阪中央署)
	/20 連合が厚労省に「胆管がんに対する労働安全衛生対策に関する要請」
	/23 厚労省安全衛生部長「印刷業等の洗浄作業における有機塩素系洗浄剤のばく露低減化のための予防的取組について」(2012.7.23 基安発0723第1号)
	/25 厚労省安全衛生部計画課「胆管がん発症に関する各種取組み状況について」(全国約16000事業場の通信調査実施、大阪市大園藤教授疫学調査グループによる疫学調査実施など)。
	/31 S社顧問弁護士が記者会見。被害者側も記者会見。熊谷、本田(在職中に肝機能異常で退職)が会社見解を「ウソ」などと批判。
8	/3 大阪市大園藤教授、久保教授らの市大グループが記者会見。疫学調査、日本胆道学会による症例調査を実施。8/7から市大病院で胆管がん外来開設。
	/28 厚労省職業病認定対策室「胆管がんの労災認定に関する検討会の開催について」(「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の設置)
	/29 オフセット印刷従事歴のある40歳代男性が名古屋西労基署に労災請求(本誌10月号)。
	/31 労働安全衛生総合研究所「大阪府の印刷工場における疾病災害調査報告書A-2012-2」公表。(5/28、6/7、6/30、7/1(模擬実験)に現場調査実施)
9	/5 厚労省安全衛生部計画課「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等に関する通信調査の結果(速報)等について」(全国全数通信調査の速報、労災請求事案を除く胆管がん相談事案22件、胆管がん相談窓口相談状況)労災請求件数が印刷業での胆管がん労災請求件数34件、それ以外2件と公表。うちS社は12件(9月4日現在)。
	/6 胆管がん業務上外検討会 第1回
	/21 日本胆道学会(東京)緊急企画で熊谷准教授報告「胆管がん死亡リスク2900倍」
9	熊谷准教授「オフセット校正印刷会社における肝内・肝外胆管癌に関する調査中間報告書」公表、厚労省業務上外検討会に提出。
10	/12 厚労省安全衛生部化学物質対策課「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等に関する通信調査の結果(最終版)」(全国全数通信調査の最終報告(回答47労働局7105事業場、集団説明会の開催状況、胆管がん労災請求45件(うち遺族請求29件)に。S社は13件に。) 新たな11人は男性10人と女性1人。女性を含む6人は死亡。年齢別では30代1人、40代2人、50代2人、60代6人。30代の男性は印刷会社「サンヨー・シーワイビー」の従業員。
11	/1 大阪市の校正印刷会社「サンヨー・シーワイビー」の従業員らに胆管がんの発症が相次いだ問題で、厚生労働省は1日、新たに印刷業関連で7人が労災申請し、計52人(うち死亡32人)になったことを明らかにした。厚労省によると、新たに申請した7人はいずれも男性。年齢別では30代1人、40代2人、50代2人(うち死亡1人)、60代2人(いずれも死亡)。このうち30代と40代の計2人がサンヨー・シーワイビーの従業員だった。この日は専門家による検討会も開催され、原因物質や今後の課題などについて協議した。(共同)

胆管がん 強制捜査



校正印刷会社「サンヨー・シーワイビー」本社に強制捜査に入る大阪労働局の係官ら＝2日午前9時11分、大阪市中央区（前光和弘撮影）

大阪労働局

被害容疑は、同社の作業 因物質とされる化学物質を
場が換気の悪い地下に移し、今んと洗滌作業が行われた
平成8年から、発症の原因、平成18年7月、同法で定

被害防止怠った疑い

印刷会社社長ら書類送検へ

印刷会社の元従業員らが相次いで胆管がんを発症した問題で、厚生労働省大阪労働局は2日午前、従業員らの健康被害の防止措置を怠ったとして、労働安全衛生法違反の容疑で、発端となった大阪市中央区の校正印刷会社「サンヨー・シーワイビー」本社を多数の関係先を一斉に家宅捜索した。大阪中央労働基準監督署が3月に元従業員ら16人を労災認定したが、全容解明には強制捜査が不可欠と判断。事件が得意次第、同僚を同社と山村徳雄社長（66）を書類送検する方針。

「10、11面に関連記事」
高じていたとしている。元従業員ら16人はいずれも男性で、洗滌剤で印刷機械などに付いたインキを落す作業に従事していた。同社をめぐって胆管がん問題が、昨年5月に発覚。厚生労働省は同7月、同社の地下作業場で原因と疑われた化学物質「1、2-ジクロロロパン」などを含む洗滌剤を使って再現実験を実施。作業場の換気装置の構造

胆管がん 肝臓をつくられた胆汁を下二指腸に流す胆管にできるがん。産業界科大の熊谷恒一准教授（労働環境学）らが、大阪市の印刷会社で発見していることを調査し、昨年5月に学会で発表。その後、全国の印刷会社で同様の発症例があることが判明した。50歳以上で発症するケースが多いが、今回の同僚では20、40代の若年層でも発症している。

上、汚染された空気の影響が濃縮し、ジクロロロパンの濃度が許容管理の標準の21倍に達した。厚労省の検討会は今年3月14日に公表した報告書で、「1、2-ジクロロロパン」に長時間、高濃度でさらされたことが発症原因であると結論づけた。これを交えて、同僚連署は印刷口、全国で初めて16人の労災を認定。関西労働者安全センター

大阪市の校正印刷会社「サンヨー・シーワイビー」(サ社)の元従業員らが相次いで発症した胆管がんをめぐる一連の問題は、大阪労働局による強制捜査で異例の刑事事件に発展した。昨年5月の問題発覚から約10カ月、化学物質による職業がんの先例となつたアスベスト(石綿)偽造でも発現しなかった「事件化」は、サ社の責任追及に向けた厚労省の強い姿勢を示すとともに、胆管がん発症者が全国に広がる事態の深刻さも物語っている。

事態深刻 異例の厳しい姿勢

胆管がんの問題をめぐっては、胆管がんを発症した元従業員らや遺族らが求めた労災申請に対し、厚生労働省が数年かかる疫学調査の結果を待たずに原因物質を推定した上で認定に踏み切ったことも異例だった。それに加え、過去に例がない無期職業性疾患の労災問題を刑事事件とした今回の首脳には、業態の把握が

先送りされ、石綿の使用全面禁止など労働衛生行政の規制実現が遅れた石綿病の教訓があることは明確で、被害者救済とともに再発防止に向けた国の強いメッセージが読み取れる。発症者や遺族を支援する関西労働者安全センターによると、サ社地下1階の作業場は外窓がなく、排気装置も設置まで設置されなかった。当初は「特殊な環境で被害が広がったため」（印刷会社関係者）との回答もあったが、厚労省の調査で京城、東京、福岡などの印刷会社でも発症者が判明。さらに印刷部門以外の発症者も確認された。厚労省の幹部は、サ社の社長が従業員との距離が近いことから、健康安全管理に配慮していなかったのは状況証拠からも明らかだと厳罰に向けた厳しい姿勢を示す。全容解明に向けた、胆管がん事件は大きな節目を迎えた。(植木芳和)

労働時間も自分で管理？

「技能実習生向け脳・心臓疾患防止チェックシート」

「過労死は労働者の自己責任」とは2006年の労働政策審議会で使用者側委員であった奥谷禮子の発言であるが、財団法人国際研修協力機構が外国人技能実習生向けに発行した「あなたの体と心を守る！脳・心臓疾患による死亡（過労死等）防止対策チェックシート」はまさにこのコンセプトに基づいている。昨年末、茨城県で亡くなった技能実習生の受け入れ企業に対する損害賠償請求訴訟が受け入れ企業と監理団体が責任を認めるかたちで終結したが、このチェックシートによると、1992年度から2009年度までのあいだにおいて日本に在留中に死亡した外国人研修生・技能実習生は241名、うち79名が脳心臓疾患で亡くなっているという。

このシートによると、脳心臓疾患の危険要因として「労働環境」、「健康管理」、「日常生活」を挙げているが、「健康管理」や「日常生活」についても、健康診断の実施や個人の人格の尊重、寮におけるプライバシーの尊重など、技能実習生ではなく受入機関に責任がある事項がチェック項目に含まれている。本人が気をつけるべき危険因子は、せいぜい食事のバランスや夜更かし、喫煙くらいである。

同チェックシートには「長時間労働（働きすぎ）については、自分の健康のことを考えて自ら自制することもとても大切です」と記されている。また同機構が発行する機関誌「技能実習生の友」にも、「本チェックシートを用いて自分の体を常日頃から管理してください。特に、体調の悪いときは長時間労働

（働き過ぎ）を避け、自らの健康を第一に考えることが重要です」と書かれている。生活面はもとより、労働時間管理も自ら行うようにというアドバイスである。

しかし、技能実習生が働く事業場で、技能実習生が「働きすぎで体調に不安があるので今日は残業をしません」などと言った場合、怒鳴られるくらいで済めばよい方で、監理団体から警告を受ける、二度と残業をさせてもらえない、強制的に本国に送還されるなど別の問題が発生する。さらに来日前には「ハイ」、「ダイジョウブ」くらいの日本語しか教えてもらっておらず、そのボキャブラリーのまま在留期間を過ごすことになる者が大半である。働きすぎによる体調不良を訴えることはかなりの困難を伴うだろう。

事業所への提案もあるお役立ちシート

このチェックシート、一応一部は実習実施機関向け、つまり外国人技能実習生の受け入れ事業所向けのページもある。最初に、1992年から2009年まで技能実習生が241名も死亡し、そのうち3分の1が脳・心臓疾患であると記載して注意を喚起しているが、すぐその下に最近5年間の同世代の日本人と脳・心臓疾患による対10万人の死亡率比較を行い、研修生・技能実習生対同世代の日本人が5.3%対5.4%と大きく書いている。チェックシート上にはこの数値に対し何ら評価はしていないが、技能実習生が今まで

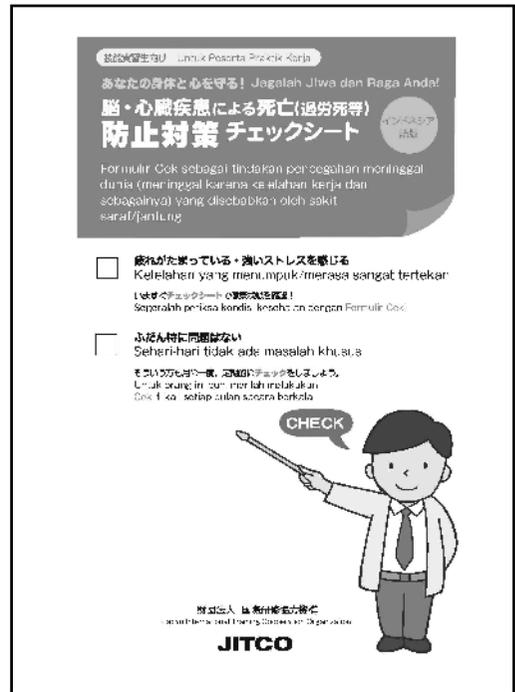
何十人も脳・心臓疾患で亡くなっているとしても、統計的には異常な数字ではないということを強調したいようである。

次に、長時間労働が危険因子であることを事業所にも十分理解してもらわなくてはならないので、「労働時間等見直しガイドラインについて」という項目を設けている。年次有給休暇の取得促進、「ノー残業デー」「ノー残業ウィーク」の導入・拡充を提案しているが、国際研修協力機構は毎年巡回指導を行って全事業所を見てきたはずである。「ノー残業デー」が設定できる事業所は今までどれくらいあったのだろうか。

もともと事業所レベルで対応することに期待はできないため、結局は別の方法で労働時間を規制することになる。脳・心臓疾患が目立つからという理由ではないと思われるが、入国管理局による労働時間チェックは入管法改正に伴い厳しくなっている。在留資格更新時に提出されたタイムカードや賃金支払台帳から三六協定を超える時間外労働時間が認められる場合、次の在留期間を半年に止めたり、更新を認めないという処分が下される。もっとも、この結果不利益を被るのは働けなくなってしまう技能実習生本人であることは言うまでもない。

死亡リスクより逃亡リスクの重視

このシートでは、ストレス回避のために外出や運動の励行、自転車やパソコンの利用による生活範囲の拡大が勧められているが、これらが事業所や監理団体によって禁止されている場合もある。特にパソコンや携帯電話は外部との連絡に用いられ、逃亡リスクを上昇させると考えられているためである。技能実習生が逃亡することによって行政から処分を受けるのは受入機関であるため、彼らを管理することに主眼を置く



受入機関は、通信手段を持つことを固く禁じるようになる。

実際に、携帯電話を隠し持っていたベトナム人技能実習生は罰金を10万円も課され、月々の少ない給料から支払わされている。また、フェイスブックやスカイプを利用して本国の家族や友人とコミュニケーションを取ることを何よりも楽しみにしているインドネシア人技能実習生は、パソコンを会社に取り上げられて完全にやる気をなくしてしまった。いずれも脳・心臓疾患以上にメンタルヘルスに影響が出そうな環境に陥っている。

チェックシートについてはたまたま過労死について調べていたときに見つけたものだが、2010年に発行されてから受け入れ会社や監理団体に送られているようである。ただ、今のところこのシートでチェックをしたという技能実習生には遭ったことがない。

連載 それぞれのアスベスト禍 その30

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

震災から2年後の仙台と石巻を訪問

東京労働安全衛生センター主催の「東日本大震災から2年、これからのアスベスト対策を考える集い in 仙台」に参加してきた。この集いの目的は「アスベスト被害のない被災地の復興」を目指している。

患者と家族の会からはひょうご支部1名、尼崎支部6名と私の8名だ。他にも関西方面からはひょうご労働安全衛生センターはじめ多くの方が参加した。

3月19日、大阪空港で尼崎メンバーと合流して仙台空港へ。初めて訪れた仙台だったが、空港近くになると妙に懐かしさが込み上げて「あ、この景色だ」と思わず心で叫んでいた。あそこから波が押し寄せて滑走路が水浸しになり…と、2年前の大震災で津波が押し寄せる状況が克明に浮かんできた。そう、まさにその状況に関西センター事務所のテレビで中継放送を見ていたからだ。どんどん波が押し寄せてここまで浸かってし

まって…などと、空港内を歩く時もあたかも自分がそこに居たかの如くに感じられた。見渡すと、津波の痕跡が未だに残っている場所も有った。

仙台空港に全員集合した後は、用意しているバスに乗り石巻市へ。もたもたしている私は乗車順番が遅くなり、最前列から2番目に座る事が出来た。(乗り物酔いするからなるべく前に席を取る)そしてたまたまその席は、現地案内の大内さんという方の斜め後ろだった。お陰でバス移動の間は大内さんの貴重な体験話を聞く事が出来た。そのひとつに「1000年先の事を考えて対策を取らなければいけない」という話の有っ



集会でアピールする患者と家族の会のメンバー



石巻市民病院

た。

貞観11年(869年)に起こった大地震は強大な津波を引き起こし多くの人命を奪った。そしてその時の教訓として「ここより下に家を建てるな」と記した祖先の石碑も残っている。先人達が子孫を想っての警告だった。しかし刻の経過と共に人々は海辺に向かって開墾し、豊かさを求めた。

大内さんは語った「1000年先の事を考えて対策を取れば命は守れるが、財産まで守ろうとしたら100年先の対策しかたてられない」と。命と財産の両方を守るのは困難であり、1000年先を考えて子孫の為に命を守る対策を考えなければいけない、と強く話していた。私はその言葉を聞きながら、アスベスト対策も同じだと思った。

アスベスト対策も1000年というサイクルではないかもしれないが、「未来の子供や孫達の為に」という気持ちは同じだ。アスベスト使用は禁止になったが今後の解体などの現場でずさんな工事が行われたら、この先の数十年先までも被害者が発生する。今回訪問した石巻のガレキ処理場でも同じこ

とを感じた。

石巻市内を走ると、荒れ地のような土地が続き、あちこちにガレキの山が出来ていた。津波で流された車の山もあった。「これでもガレキはかなり減少した」というが、今でも十分に津波の凄まじさを感じさせられた。石巻市内を走ってガレキ処理場近くになると、空気が違って来た。辺り全体が曇っている。大きなトラックが頻繁に行き交い、その度に道路では粉じんが舞い上がる。作業員が散水を行っているが焼け石に水の状態だ。一応ゴミは分別されているが、細かいチェックを行っているのか疑問だ。「あの黄色い袋がアスベスト廃材です」と東京労働安全衛生センターの飯田さんの説明に、その袋を目で追うと…あるある、あちこちで山積みになっていた。私は「あれだけの量をどう処理するのだろうか」と単純に思った。

対岸では5本の高い煙突からもうもうと煙が上がっていた。「焼却炉が5か所稼働しているので、可燃ごみはもう他の地域に移動しなくてもここで焼却できる」と現地の



ガレキ処理場

人は語った。現地で焼却した方が復興の活性化になるそうだ。しかし私達がいる間にも他県のナンバーを付けたトラックが多く走っていた。

2年前の3月11日、押し寄せる津波から逃れるようにして門脇小学校の裏山にある「日和山公園」に多くの市民が避難した。日和山公園は標高60mの山で桜やツツジの名勝として知られている。地震発生時、門脇小学校にいた生徒達は素早く裏山に避難して全員無事だった。しかし既に帰宅していた子供たちが、家族と共に小学校に避難してきて、その直後の津波火災により多くの犠牲者を出している。また2012年12月31日のNHK紅白歌合戦で、長渕剛さんが校庭をステージ歌った事は記憶に新しい。

小学校で現地の方から説明を聞いた後、日和山公園に登った。小学校の横に有る墓地を通り抜けるようにして、階段と坂道を歩いたが、かなりな傾斜だった。後ろから迫りくる津波の恐怖に襲われながら、この階段を駆け上がったのかと考えると胸が痛くなった。地震直後の恐怖で、足が竦む人もいたのではないかと想いを馳せながら



門脇小学校

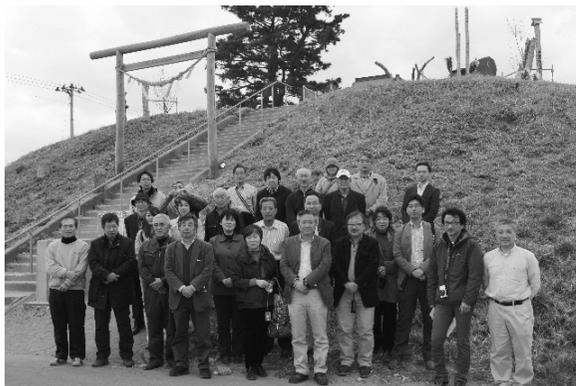
歩いた。そして日和山から眺めた景色は、人々の生活が全て掻き消されたかのような無残なものだった。その時、日和山に避難した人々は、眼下で津波に飲みこまれてゆく建物と車と多くの命を目撃したのだろう。そう考えた瞬間、今眼下に見えている風景と、テレビで実況中継された津波の映像が被さってきた。

仙台は、海の幸と山の幸に恵まれていたから特段「名物」は無かったという。「牛タン」が名物だとされるようになったのは近年だ。昔から行商が盛んで、農家の人々が漁港にやってきた。この地方は人と人との繋がりで生計を立てていたという。

震災直後から、復旧活動や行方不明者の搜索活動は山の農家の人々も随分尽力した。

顔見知りの誰々がいない、と聞くと我がことのように案じて探し回ったそうだ。そして2011年の田植えはしなかった。何故なら、田植えをする為に必ず田んぼに水を引く。そしてその後は水を流さなければいけない。下の方ではまだ多くの行方不明者の搜索活動を行っているのに、上から水を流

(18頁へつづく)



この上に避難したが無駄だった

韓国からのニュース

■労災再審査委、サムスン電子の多発性硬化症被害者の労災申請を不承認

半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)によれば、労災再審査委は22日、サムスン電子の多発性硬化症の被害労働者2人が、勤労福祉公団の労災不承認決定を不服として提起した再審請求を棄却した。

この間、労働部は希少疾患の労災申請に対して、作業環境と業務上疾病発病の因果関係の糾明を、労働者に転嫁する動きを見せた。これに対して労働界は「産業災害補償保険法が業務と災害の間の因果関係を『相当因果関係』と規定しており、大法院は相当因果関係を『必ず医学的・自然科学的に明確に立証しなければならないのではなく、諸般の事項を考慮』して判断している」とし、「労働部と公団が法の趣旨に違背して、非常に狭く解釈している」と批判してきた。

今回も労災再審査委は「多発性硬化症の原因と発病原因は現在まで明確に明らかになっておらず、有機溶剤の曝露による発病の可能性を強く推認させるほどの一貫した研究結果が不足しているため」と棄却理由を明らかにした。

パノリムは声明を出して「労災再審査委は、被害労働者の作業内容に関する証言は判断に反映させず、作業環境に関する研究や曝露レベルを推定させるだけの資料が欠けた疫学調査結果だけを参考にした」。「医学的、自然化学的な因果関係だけに固執し、被害労働者の陳述には耳を貸さずに出した判断は信頼できない」と糾弾した。多発性硬化症は、10万人に3人程が発病する稀貴難治性疾患だ。脊髄に炎症ができてマヒと痛みを伴う。パノリムによると、サムスン電子出身の労働者3人がこの疾病を病んでいる。2013年2月27日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記

■サムスン半導体の死亡労災申請、また不承認

サムスン電子半導体工場で働き、卵巣癌で亡くなった労働者の労災申請が、再び不承認とされた。卵巣癌は最近雇用労働部が業務上疾病認定制度の改編で、職業性癌の認定範囲に含ませた疾病だ。勤労

福祉公団天安支社は先月15日に大田地域業務上疾病判定委員会を行い、サムスン半導体・温陽工場出身の労働者故イ・ウンジュ氏の労災申請を不承認と決定した。故イ・ウンジュ氏は満17才だった93年にサムスン半導体温陽工場に入社し、6年間働いた。その後、24才で卵巣癌の診断を受けて12年間の闘病生活をし、昨年死亡した。

パノリムによれば、公団は安全保健公団傘下の産業安全保健研究院の疫学調査報告を主な根拠にして不承認の決定をした。研究院は報告書で、イ氏が担当した業務である金線連結工程では、卵巣癌に関連があると知られている石綿・タルク・放射線などは取り扱っておらず、疾病と業務との関連性は低いとした。パノリムは「イ氏は卵巣癌と関連のある家族歴・過去歴・喫煙歴・飲酒歴がないのみならず、過去に故人と一組になって働いた同僚にも卵巣腫瘍が発生したことがある」ので、「卵巣癌と故人の業務、作業環境の間には相当因果関係があると見なければならぬ」と主張した。2013年3月6日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■危険に曝露する清掃労働者、労働・市民・社会団体『大学清掃労働者の労働安全実態調査』

公共輸送労組ソウル京仁サービス支部、労働健康連帯、健康な労働の世の中など、安全保健団体とシム・サンジョン進歩正義党議員、ウ・ウォンシク、ウン・スミ、チャン・ハナ民主統合党議員が参加する『大学非正規職の労働安全実態調査団』は、12日国会議員会館で記者会見を行い、昨年10月から今年2月まで、6つの大学・大学病院(高麗大・高麗大病院・慶熙大・梨花女子大・延世大・弘益大)で働く清掃労働者を対象にした調査結果を発表した。

清掃労働者は主に粉塵や水気の多い所で仕事をするのに、防塵マスク、作業靴など、安全装備を支給されることはなかった。大部分が自費で個別に購入したり、共同購入して使っていた。病院の清掃労働者の場合、業務の特性上、安全装備を必須的に着用しなければならない。しかし清掃委託会社は1ヶ月にゴム手袋と軍手を一足提供してくれただけだ。こ

れらが清掃する時に使う洗浄剤には、3級発癌物質、生殖毒性物質、環境ホルモンが多量に含まれていることが明らかになった。キム・ウォン源進財団付設労働環境健康研究所の研究員は「女性には生理不順や流産、男性には精子の状態に悪影響を及ぼしかねない生殖毒性が多量に含まれた清掃製品を使っている」と話した。

清掃労働者のほとんどは、腰・首・手首・肘・肩・膝の痛みを訴えた。主に腰を曲げたりうずくまったり、座って重いゴミを繰り返し運ぶ仕事が続くためだ。短い筈など、体に合わない清掃道具も問題だ。

チェ・ミョンソン民主労総の労働安全局長は「元請けの大学と大病院が、清掃労働者の健康権保護対策を急いで準備しなければならない」と話した。ユン・ミョンスン公共輸送労組西経支部副支部長は、△学内『有害物質地図』の作成と公開、△労使共同の労働安全実態調査、△衛生施設の改善と拡充、△元・下請けの労働安全保健協議会の構成、を要求した。ウン・スミ民主統合党議員は、病院・医療機関が下請けや請負事業場の労働者を排除する問題や、産業災害発生時に元請けの管理・監督責任を加重する問題、産業安全保健法上の安全協議会と巡回点検関連の規定から建物維持・保守業務が除外された問題、などに対する法改正を約束した。2013年3月13日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■コレイルの懲戒で自殺した機関士に『労災認定』／労組「強圧的懲戒措置・精神的ストレスが自殺原因」

コレイルの行き過ぎた懲戒のストレスで自殺した機関士に、産業災害が承認された。チェ氏は昨年1月、烏山大駅で停止位置を200メートル行き過ぎる運行障害を起こし、職位を解除された。職位解除された43日間、毎日独房で運転規定の筆写と清掃をし、精神教育も受けた。同年2月、現場に復帰するとコレイルは彼に認証審議を受けさせ、3ヶ月減給の懲戒まで行った。同僚には指導・監督の怠慢による警告措置が出された。同僚に対する罪悪感と業務の困難を感じたチェ氏は、数回も転出を要請したが拒絶された。深刻なストレスに苦しめられた彼は、結局事故から5ヶ月目に自ら命を絶った。

今回の事件を代理したクォン・ドンヒ公認労務士は「事件の発端になった烏山大駅の事故は単純に

機関士のミスではなく、機関士を取り巻く制度的・環境的な要因で起きた」もので、「故人が勤めた九老乗務地域の場合、プレーキ・運転・故障処理のやり方がバラバラで、路線別に列車の種類と特性がそれぞれ違い、事故が起きるのは当然な条件」と指摘した。

鉄道労組も歓迎した。労組は会社の不合理な懲戒措置を指摘し、業務環境の是正を要求する方針。2013年3月15日 ペ・ヘジョン | bhj@labortoday.co.kr

■勤労福祉公団、半導体労働者の白血病で初の労災認定

勤労福祉公団清州支社は20日、メグナチブ半導体工場で働いて、白血病で亡くなった故キム・ジンギ(死亡当時38才)氏に対する産業災害補償保険の遺族給与請求事件について、労災と認定する決定をした。半導体工場で働いて白血病に罹った労働者が労災を認められるのは初めて。

公団によれば今月14日、大田地域業務上疾病判定委員会はキム氏の白血病を業務上疾病と判断し、結果を公団清州支社に通知した。大田地域疾病判定委は「キム氏の業務従事期間とカルテ記載の疾患内容が事実と合い、被曝した作業環境と病気の関連性が認められ、業務上疾病の決定が妥当」とした。

半導体労働者の健康と人権を守る(パノリム)によれば、キム氏は97年にLG半導体に入社した後、会社名がハイニックス半導体、メグナチブ半導体に変ったが、14年間清州事業場で働き続けた。2008年に甲状腺疾患になり、2010年には慢性骨髄性白血病の診断を受け、その1年後に亡くなった。

キム氏が14年間働いたインプラント工程は、半導体生産工程の中でも放射線やヒ素といった発癌物質に曝露する危険が最も高いと言われている。

しかし公団の今回の決定が、今後白血病に罹った半導体労働者の労災を大幅認める信号弾にはならないと思われる。キム氏の労災申請を担当したイ・ジョンラン公認労務士は「故人の場合、持続的に放射線に曝露し、14年間も同じ工程で働いたが、疫学調査の結果は業務関連性が低いと出た」とし、「明確な証拠があるケースで、辛うじて労災が認められたケース」と話した。2013年3月21日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者(翻訳:中村猛)

前線から

病院でのハラスメント事案 解決、職場復帰

大 阪

職場で不当な解雇にあり、全般性不安障害を発症した女性労働者が、無事、仕事に復帰した事例を紹介する。職場内の相談担当窓口がうまく機能して解決できた事例である。

Aさんはある私立病院で事務職員として採用された。しかし病院では、資格を有しない職員に対する差別意識があり、資格のないAさんはそんな中、入社初日に同僚に紹介してもらうこともなく、仕事を開始することになった。細かな差別は日常的にあり、しだいに上司がAさんの悪口を同僚やほかの部署の人に言っているらしいことが解ってきた。上司に仕事上の問題ならば直すので言ってほしいと訴えても、直接はなんの指示もなかった。部署の上司がAさんをそのように扱うため、Aさんに対する

差別的な意識が細かな「いじめ」として周り中に広がり、Aさんは孤立した。

その後Aさんは配置転換となり、事務以外の雑用などもさせられるようになる。新部署でも看護職員から、頂き物の菓子を分けてもらえなかったり、休憩で座らせてもらえなかったりといった細かな「いじめ」のようなものを受けていた。また病院のロビー玄関前で、再診受付機の扱いを案内するのも仕事となったが、真冬の玄関前は外気と変わらない温度で、防寒着やスラックスの着用許可を求めても許してもらえず、寒い中、事務の制服、もちろんスカートでの勤務を強要され、Aさんは腰痛などの身体の痛みや体調不良といった症状に悩まされるようになった。

そんなある日、顔見知り

の患者から窓口業務の職員に手紙をことづかり渡したところ、突然、事務長より呼び出されて、口頭で懲戒解雇と自宅待機を言いわたされた。

手紙は職員への「好意」を示すものではあるが、特に問題があったり犯罪に当たるといった内容ではなかったようだ。しかし、Aさんはストーカーを仲介したというような罵りを受け、「懲戒解雇」で翌日から「自宅待機」という通常は考えられないような処分を受けた。

納得がいかず、総務に連絡して解雇理由書などを求めたが、対応されなかった。

そこで直接理事長に手紙を書いて経緯を説明して回答を求めた。

また法人の中に、相談窓口となっている人がいることを聞き、その担当者B氏に連絡をした。理事長からもそのB氏にこの件の話が回ってきていて、B氏はAさん本人からの意向を受けて対応に動くことになった。

Aさんの希望は、解雇撤

回、事務長の謝罪、職場復帰、復帰の職場への周知の4点だった。

B氏の調査によると、事務長による懲戒解雇は、解雇の手順を踏んでおらず、書類もなく、事務長には人事権もないということがわかり、撤回されることとなった。「解雇」の2ヵ月後には、職場復帰の辞令が発行された。

しかし、事務長との話し合いが進まず、復帰まではもう少し時間がかかることとなる。

事務長は自身の非を認めず、Aさんへの謝罪を拒否していた。Aさんはその間、全般性不安障害の診断を受け療養、傷病手当金を受給した。

労災には請求できるかどうかという話になり、同じ法人で働くC氏からの紹介で当センターに相談があった。

2011年12月に改定された精神障害の新認定基準では、「退職強要」は強度「Ⅲ」の出来事である。しかし、これまでの事例から考えると、Aさんの場合、すぐに解雇が撤回され

ていることから「中」の評価に修正される可能性がある。また懲戒解雇にいたるまでの細かな問題、「いじめ」という出来事の証明は同僚証言がえられないため困難であることから事実を証明できず、認定は非常に難しい。しかし本人の希望があり、少しずつ、準備をしていくことにはなった。

その後、事務長との問題は解決していなかったが、少し体調が上向いてきたAさんが復職を希望したところ、「解雇」から6ヵ月後、職場復帰が実現した。もとの病院では受け入れ態勢を作ることができず、結局、同じ法人でB氏の所属する別の施設の事務職となった。同じく、事情を知るC氏が職場の上司だ。

最後に残った謝罪問題と復帰の周知については復帰後、B氏を介して、謝罪文を受け取った。しかしながら、Aさんに対して正面から謝罪するような文面にはなっていなかったが、多少の修正をしてもらったのみで、受け入れることにした。事務長がまったくAさんに対して悪いと思ってい

ないことはこれまでの経過でよく分かっており、独断で解雇を通告するという組織内手続きを無視した行為について形ばかりの謝罪をしたのだった。Aさんとしては不満はあったが、いざずらに問題を長引かせることは望まなかったため、これで区切りをつけることとした。

また何よりもAさんが望んだのは職場復帰したことを、元の職場の同僚達に知ってもらったことだった。このまま別の職場に復帰しては、解雇が撤回されたことが皆にわからない。知ってもらって初めて傷ついた尊厳が回復するとAさんは考えていた。

B氏が法人側と交渉し、Aさんが職場復帰して働き始めた後ではあったが、法人内のイントラネットでAさんの辞令が公表された。

この事例は、客観的に見ればAさんの大勝利と言える。

法人内の窓口であるB氏としても、これ以上ない解決だっただろう。内部の人間だからこそ、手順無視の

懲戒解雇をすばやく撤回させることができたし、職場復帰まで成し遂げることが出来た。Aさんにも真摯に向き合い、内部で調整能力を発揮した。

ただ、B氏曰く、このような問題が起こった内部の体質には手をつけることは出来ず、そのまま残されてしまった、ということだった。事務長は謝罪文は書いたが、社内の手順無視での

解雇など違反行為について、まったく処罰を受けていない。

Aさんには、とても長く苦しい事件だった。その中で、自身が行動することによって、掴み取った解決だった。いじめの対象となつてからの苦しみや、解決のための苦勞からすれば、全面解決とは感じていないようだ。ただ関わる人たちのことも考慮し、ある

程度の妥協をする精神的なバランスをAさんは持っていたので、よりベターな解決までいけたと思う。

いじめ、パワハラ問題の解決は本当難しい。しかし、内部に解決する意志と能力があれば、より良い対応が可能であると示した事例だった。

Aさんは新しい職場でがんばって働いている。

(13頁のつづき) すと搜索活動の妨げになるからだ。震災のあった年、山の農家の人々は米作りを中止した。「地震で被害を受けたのに、米作りが出来なかった事はとても辛かったです。でも下の方で困っている人がいるのにその妨げになる事は出来なかった。それは昔から、困った時はお互いに助け合うという気持ちがあったからです」と大内さんは語った。

翌20日は「仙台市市民活動サポートセンター セミナーホール」でシンポジウムが行われた。諸先生方の講演、報告の後で患者

と家族の会の参加者全員でアピールを行い、皆「アスベスト被害の無い被災地の復興を」と強く訴えていた。

今回は地震と津波の被害を勉強させてもらったけれど、アスベストにも多くの共通点があった。何れも未来の子孫の為に、今出来る事を考えて伝えなければいけないのだと思った。我々が2000年前からのDNAを受け継いでいる様に、2000年後の子孫の為に今の教訓を生かし、遺さなければいけないと感じた。(写真はすべて今井明氏)

お詫びと訂正

2013年3月号に以下の間違いがありました。お詫び申し上げますとともに、訂正いたします。

(誤) 2頁左段下から4行目小林勝さん→(正) 小林雅行さん

(誤) 7頁左段10行目5 mSv → (正) 50mSv



3月の新聞記事から

3/4 福島第1原発周辺の環境省直轄の除染作業で環境省が事業者への指示を徹底せず、作業員の被ばく線量データが「放射線影響協会」に届いていない。マスクの支給がなく市販のマスクで草刈りをしたり、業者から離職時に放射線管理手帳は渡されず、外部被ばく線量の告知もないなど、横行している。

今年1月3日、岩手県宮古市の仮設住宅で、大槌町に兵庫県宝塚市から派遣されていた45歳の男性職員が首をつって自殺した。職員は昨年10月1日から6カ月の予定で着任。都市整備課の区画整理班主任技師として働いた。住宅の移転先の用地交渉も担当。未経験分野だった。

3/9 静岡県立こころの医療センターの元看護師小山直子さんが上司からパワハラを受け自殺した問題で、地方公務員災害補償基金支部は、自殺を公務上と認定しパワハラと自殺の因果関係を認めた。小山さんは2010年2月、正規社員としてセンターに採用された直後の勤務中に「意識減耗発作」を起こし入院した。病歴を事前に申告しなかったとして、当時の看護部長の女性らが「辞めるしかない」などと迫って精神的な苦痛を与え、同7月に病院の寮で自殺した。

3/14 広島県江田島市のカキ養殖水産会社「川口水産」で、男女2人が死亡し、従業員の男女6人が重軽傷を負った。暴れていた同社の中国人技能実習生、陳双喜容疑者を殺人と殺人未遂の疑いで現行犯逮捕した。陳容疑者も胸を負傷しており、広島市の病院に入院した。

印刷会社で胆管がんの発症が相次いでいる問題で、厚生労働省の検討会は労災申請したサンヨー・シーフィビーの従業員ら計16人を労災認定すべきだとする報告書をまとめた。厚労省はこれを受け、今月27日に16人を労災認定する方針を固めた。胆管がんをめぐる労災認定は初めて。既に暴露防止措置が義務付けられているジクロロメタンに加え、1、2-ジクロロプロパンについても年内に法令改正して措置の義務化を検討する。16人のうち5人は時効を過ぎていたが、厚労省は因果関係が明らかになった14日の翌日を時効の起算点とすることも決めた。

3/18 大阪府立金岡高校の校舎改修で「青石綿」が飛散した問題で、工事業者が露出した青石綿近くの足場で洗浄作業をしていたことが分かった。当時の作業写真などから石綿が洗い流されて飛散した可能性が指摘されている。業者は足場上での洗浄作業は認めたが洗浄は否定している。

3/25 厚生労働省は、印刷業界以外でも胆管がんが労災認定される可能性があるとして、労働基準監督署などへの相談を呼びかけ始めた。問題の化学物質が使われている金属加工業界などに「発症が広がる恐れがある」としている。また産業医科大の熊谷信二准教授らによる論文が英国の国際的な医学誌「産業・環境医学(OEM)」オンライン版に掲載された。各国の胆管がん予防に寄与すると期待される。掲載は今月14日付。

タクシー会社「東京エムケイ」の乗務員ら5人が、社長にパワハラを受けたとして、同社と元社長に計約2350万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は暴行や暴言を認定し約500万円の支払いを命じた。裁判官は「暴行が許されないのはもちろん、威圧的な態度で『辞める』と繰

り返し言うなど、乗務員らの人格を否定し、多大な精神的プレッシャーを与えた」と指摘。社会的に許容される限度を逸脱し、違法と判断した。

3/26 自動車整備工だった男性の死因は作業中に浴びたアスベストによる石綿肺だとして、宮崎県都城市の妻が、遺族補償を不支給とした都城労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、宮崎地裁は労災と認め処分を取り消した。男性は1971年から約34年間、宮崎県都城市の自動車整備工場でアスベストが含まれる自動車部品の交換作業に従事し、2006年に68歳で死亡。死因は間質性肺炎とされ、妻が遺族補償給付などを申請したが、都城労基署は退けていた。

3/27 大阪労働局はサンヨー・シーフィビーの元従業員ら16人(うち8人死亡)の労災請求を認定し、元従業員や遺族に支給決定通知を発送した。胆管がんの労災認定は初めて。全国では、ほかに48人が労災申請中(うち32人死亡)。

東京電力福島第一原子力発電所事故を調べている日本原子力学会の調査委員会は、原発の重要設備について「地震の揺れによる深刻な損傷はないと推定される」との見解を盛り込んだ中間報告を近畿大で開催中の同学会で発表した。

3/28 サンヨー・シーフィビーは大阪市内で記者会見し、山村憲唯社長らが多数の被害が出たことについて謝罪、道義的責任を感じるとして、患者や遺族らに補償する考えを明らかにした。今回の問題で社長の幹部が見るのは初めて。代理人の弁護士は、民事上の法的責任は「現段階では不明」とした上で「事実を重く受け止めた」とした。

不正を内部通報したためパワハラを受け不当人事や解雇処分を受けたとして、社会福祉法人県民厚生会の介護施設「きらら藤枝」元施設長の女性が、同法人や理事長らに地位確認や約1300万円の賠償を求めた訴訟の判決が静岡地裁であった。裁判官は請求の一部を認め、降格や解雇は違法だとし同法人に約600万円の支払いを命じる判決を言い渡した。理事長らからのパワハラは判決は認めなかった。

東北電力が福島県で計画中の浪江・小高原発の新設を白紙撤回する方向で調整していることが、関係自治体などへの取材で分かった。地元の反対が強まり建設は不可能と判断した。事故後、原発の新設計画が撤回されるのは初めて。

3/29 陸上自衛隊真駒内駐屯地で訓練中に1等陸士の長男が死亡したのは上司が安全配慮を怠ったためとして、両親が国を相手取り約9200万円の損害賠償を求めた訴訟で、札幌地裁は国に約6500万円の支払いを命じた。鳥袋英吉さん(当20歳)は06年11月21日、真駒内駐屯地の体育館で先輩の3曹、陸士長と素手で戦う「徒手格闘」の訓練中、陸士長に投げ技をかけられ頭を強打。翌日に外傷性硬膜下血腫で死亡した。

心の病で休職する教員について文部科学省は本格的な復職支援に乗り出す。教育委員会と校長、主治医らが情報共有し、休職した教員が孤立しない体制づくりを目指し、専門家による検討会議の報告書を全国の教委に配布して、早急な対応を呼びかける。11年度に精神疾患で休職した教員は5274人。復職率は37%で、43%が休職継続、20%が退職した。